世界の農業・農政



韓国のFTA国内対策 一被害補填直接支払制度を中心に一

国際領域 主任研究官 桶口 倫牛

1. はじめに

周知のように、韓国は、積極的にFTAを推進しています。すでに米国、EU、豪州、カナダといった農産物輸出国とのFTAが発効しており、昨年11月には中国とのFTAが妥結しています(第1表。中国まで含めた貿易額ベースのFTA比率は61%)。これに伴い輸入農産物による国内農業部門への被害が憂慮されることから、そのような被害を軽減する目的で被害補填直接支払制度が導入されています。本稿では、この制度の内容や実施状況について紹介したいと思います。10。

なお韓国では、これまで発効したすべてのFTAで、コメを譲許除外としており、コメについては、この制度と直接的な関係はありません。

2. 被害補填直接支払い

FTA発効による関税引き下げなどが要因となり、 短期的に輸入が急増して被害を受けた時の補填については、次の3つの発動要件を満たした場合、価格 下落の一部を補填する措置が講じられます(FTA

第1表 韓国におけるFTAの進捗状況

相手国・地域

発効

チリ, シンガポール, EFTA, アセアン インド, EU, ペルー, 米国, トルコ, 豪州 カナダ

署名

中国, コロンビア, ニュージーランド, ベトナム

交渉中

インドネシア、日中韓

交渉再開協議中

日本、メキシコなど

出所:産業通商資源部.

発効後10年間)。

以下の3要件を満たすと、下落分(基準値マイナス実勢価格)の90%のうちで、輸入増加に由来する部分を補填することとされています。この輸入増加部分は、輸入寄与度 a から算出します。 a は、計量経済学的手法により、対象物品の価格の低下から、国内供給面の変化(気象条件、生産性向上等)の影響や、純然たる国内需要の変化(所得向上に伴う需要変化等)の影響による部分を取り除き、国産品が輸入品に代替されること(輸入の増加)による影響だけを抽出し、これが価格低下に占める割合を算出したものです。なお適切なデータがない場合には、簡略化した方法で計算することになっています。

3. 2013年の被害補填直接支払い (2012年の被害)

こうした補填措置は、韓チリFTA(2004年)の時から設けられていますが、実際に発動要件を満たすことがなかったため、これまでは発動されていませんでした。

しかし2012年の韓牛と韓牛子牛の価格や輸入量等が上記条件を満たしたため、2013年に初めてこれらの品目に発動を決定しました。支払単価は、輸入寄与度 (α , 韓牛:0.244、韓牛子牛:0.129) を考慮して、韓牛が1万3545ウォン、韓牛子牛が5万7343ウォンとなりました(第2表)。

第2表 被害補填直接支払い(2012年の被害に対するもの)

品目	輸入寄 与度	支払単価 (ウォン/頭)	頭数 (頭, B)	支払額 (億ウォン)	
韓牛	0.244	13545	601646	81.5	
韓牛子牛	0.129	57343	300403	172.3	
合計	_	_	902049	253.8	

出所:農林畜産食品部資料.

(発動要件 I) 総輸入量>基準値:対象品目の当該年度総輸入量が基準総輸入量(最高,最低を除いた過去5年間 平均値)を超過

(発動要件Ⅱ) 個々のFTA締結国からの輸入量>基準値:該当年度の当該国からの輸入量が、基準輸入量(最高、 最低を除く過去5年平均輸入量に輸入被害発動係数^②をかけて計算)を超過(FTA締結国のうち1 カ国でも基準値を超えればこの要件はクリア)

(発動要件Ⅲ) 実勢価格<基準値: 実勢価格が基準値(最高,最低を除く過去5年平均価格の90%)以下に下落(第1 図参照)

4.2014年の被害補填直接 支払い (2013年の被害)

2014年においては、もろこし、ジャガイモ、さつまいもといった食糧作物について2013年に被害があったと認められ、初めて被害補填支払金が支給されました(第3表)。

2013年に被害補填支払いの対象となった韓牛子牛に対しては、2014年も引き続き補填が行われます。一方韓牛は、2012年と異なり13年に実勢価格が基準価格より大きくなったため、補填支払いは行われません。

(1)補填金額

実際の支払額算定に必要な輸入寄与度は、もろこし0.134、ジャガイモ0.36、さつまいも0.0055、韓牛子牛0.31となっています。これらを反映させて直接支払金を算出しますと、それぞれ、12万7000ウォン/ha、127万ウォン/ha、8570ウォン/ha、4万7000ウォン/頭となります。あわの輸入寄与度は0で、支払単価は0です(第4表)。

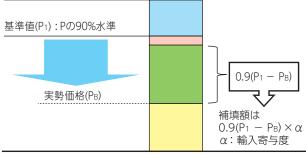
(2) あわの輸入寄与度

あわは、被害補填の発動要件 I ~Ⅲをすべて満た していましたが、価格低下に対する輸入の寄与度が 0 だったため、補填が実施されませんでした。

これは、発動要件IIは、FTA締結国のうちーカ 国でも輸入量が基準値を上回ればクリアできる一 方、価格低下に対する輸入の寄与度は、FTA締結 国全体からの輸入について計算するためです。ある 物品についてFTA締結国の一部からの輸入が増え ても、FTA締結国全体で当該物品の輸入が減って いれば、当該物品の価格低下についてFTAの影響 はなかった、とする考え方です。

あわについては、EUやASEANからの輸入が増える一方で、他のFTA締結国からの輸入がそれ以

平均価格(P):最高,最低を除く過去5年の平均値



第1図 輸入被害に対する補填措置

出所:産業通商資源部資料をもとに、筆者作成.

注. 法人5000万ウォン、個人3500万ウォンの支払い上限がある.

第3表 2014年の被害補填直接支払い発動要件分析

_								
ı		発動要件 I		発動要件Ⅱ		発動要件Ⅲ		
	品目	総輸入量(トン)		輸入量(トン)		価格⑪		
		基準値	2013年	対象国	基準値	2013年	基準値	2013年
Ī	あわ	15339 156	15603	EU	10	21	4251	4113
	0017	13339	15005	ASEAN	0	0.001		
	もろこし	4362	5853	米国	329	618	5246	4546
Ī		92644	151634	米国	80859	130684	935	782
				EU	2907	6278		
	ジャガイモ 92644			ASEAN	12	15		
				EFTA	1.574	3.093		
				インド	32	85		
	さつまいも	899	1253	ASEAN	4	299	1574	1465
Ī	キ ルフル	070076	200404	米国	95321	101414	1804	1636
	辑十十十	2/82/6	300491	チリ	0	427		
-				EU ASEAN EFTA インド ASEAN 米国	2907 12 1.574 32 4 95321	6278 15 3.093 85 299 101414	1574	146

出所:農林畜産食品部資料. 注(1):ウォン/kg, 1000ウォン/頭.

第4表 被害補填直接支払い(2013年の被害に対するもの)

品目	輸入寄与度	支払単価	支払額(1)		
四日	制人分分及	(ウォン/ha,頭)	(億ウォン)		
あわ	0	0	0		
もろこし	0.134	127474	8.0		
ジャガイモ	0.36	1270814	159.4		
さつまいも	0.0055	8570	0.05		
韓牛子牛	0.31	46923	163.71		
韓牛 価格条件を満たさず対象外					
合計	_	_	324		
마르스, 曲 LL-분구 & FL 전 Ve Wi					

出所:農林畜産食品部資料. 注(1):2014年末まで.

上に減少し、FTA締結国全体では輸入量が減少したため、輸入寄与度が0とされました⁽³⁾。

5. おわりに

2013年の被害補填直接支払制度では、あわが、もろこしなどと同様に発動条件をすべて満たしていましたが、輸入の寄与度が0であったため補填額が0となりました。また補填対象品目のさつまいもは、1ヘクタール当たり8570ウォン(948円)と極めて小さい金額となっています。

農家の間には、こうした問題は補填の発動に厳しい制約がかけられているためであるとして強い不満があります。一部国会議員からは、発動条件の基準価格を平均値の95%にする、補填額を下落分の90%から100%に引き上げる、輸入寄与度による補填の縮減を行わない、などの主張がなされています。

今後, 関税率はさらに低下しますが, 予算制約が あるなかで, 韓国政府がどのように制度を見直して いくのか注目しておく必要がありましょう。

注(1) 現在100ウォンは、11円に相当。

- (2) 輸入被害発動係数は、() 内を市場占有率とすると、1.15 (10%未満)、1.10 (10%以上30%未満)、1.05 (30%以上)。
- (3) あわは、データの制約のため次式で寄与度を推計。FTA 締結国からの輸入増加÷ (国内供給増加+総輸入増加)。た だしマイナスの場合、補填額がマイナスとなり意味をなさ ないので、0とする。